

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図るため、新エネルギー機器等を住宅に設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居宅の用途に供する建築物又は住宅の用途に供する予定の建築物をいう（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）。
- (2) 新エネルギー機器等 強制循環型太陽熱利用設備及び家庭用燃料電池をいう。
- (3) 強制循環型太陽熱利用設備 住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯又は空調に利用するシステムをいう。
- (4) 家庭用燃料電池 都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るシステムをいう。
- (5) 新エネルギー機器等設置事業（以下「補助事業」という。） 第4条に定める要件に適合する新エネルギー機器等（以下「対象機器」という。）を市内の住宅に設置する事業をいう。
- (6) “もったいない”エコファミリー宣言 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、同一世帯の個人が環境に対する取組を実施する意思表示をいう。

(対象者)

第3条 補助を受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを備えたものとする。

- (1) 市長が別に定める国又は県の補助金の交付決定を受ける者
- (2) 市内の住宅に自己の責任において対象機器を設置し、適切に管理できると。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者

(4) 着工前に市へ交付の申請をし、かつ、市長が別に定める日以降に着工する者又は市長が別に定める要件を満たす者

(5) 納付すべき市税を滞納していない者

(6) “もったいない”エコファミリー宣言をしている者

(対象機器)

第4条 対象機器は、市長が別に定める国又は県の補助金の対象設備として登録されているもの又はそれと同等の設備と認められるものをいう。ただし、未使用のものに限る。

(補助の対象及び補助率(額))

第5条 補助の対象は、国又は県が実施する補助制度において定める経費とする。

2 補助額は、補助の対象経費から、国又は県補助金の補助金額を差し引いた額の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1件あたりの上限は次に掲げる額とする。

(1) 強制循環型太陽熱利用設備 50,000円

(2) 家庭用燃料電池 60,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、市長が別に定める書類を添えて補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(申請の受付)

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助事業者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超過した日に前項の受付をした申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の申請受付順を決定する。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(交付の条件)

第9条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額の変更申請を行わない場合で、次に

掲げる変更は、その限りでない。

ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更

イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が費目の額の20パーセント以内の変更

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないこと。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。

（変更（中止）承認）

第10条 補助事業者は、補助事業の変更又は中止の承認を受けようとするときは、市長が別に定める書類を添えて変更（中止）承認申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更（中止）承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更（中止）承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかど

うかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（請求）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添えて請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

〒

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年度において、新エネルギー機器等設置事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 金 額 円（1,000円未満切捨て）

(2) 事業の目的（内容）

※設置機器	強制循環型太陽熱利用設備 ・ 家庭用燃料電池
設置場所	藤枝市
※区分	新築 ・ 既築 ・ 建売
※住居形態	戸建住宅 ・ 集合住宅
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
補助対象経費	円
国県補助金交付申請額	円

備考 ※印の欄は、該当する字句を○印で囲むこと。

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長 印

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (2) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。
- (5) その他藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱を遵守すること。

3 注意事項

この通知は補助金の金額を確定するものではありません。補助金の金額は実績報告書に基づいて確定します。

新エネルギー機器等設置事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた新エネルギー機器等設置事業の計画を次のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更（中止）の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後 円

(2) 変更前 円

(3) 差引額 円

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長 印

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付変更（中止）承認書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった藤枝市新エネルギー機器等
設置費補助金の変更（中止）について、次のとおり承認します。

承認の内容

実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた新エネルギー
機器等設置事業について、下記のとおり事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

※設置機器	強制循環型太陽熱利用設備 ・ 家庭用燃料電池
設置場所	藤枝市
工事完了年月日	年 月 日
国県補助金交付決定（確定）日	年 月 日
補助対象経費	円
国県補助金交付決定（確定）額	円

備考 ※印の欄は、該当する字句を○印で囲むこと。

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長 印

藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金
について、次のとおり確定します。

交付確定金額 円

(交付決定金額 円)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

口座振込先金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

(フリガナ)

口座名義

※振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添付すること。

※請求者と口座名義人については、同一であること。